

長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領（案）

（設置）

- 第1 保健医療計画に関する事項について調査審議するため、長野県医療審議会（以下「審議会」という。）に、保健医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21第1項に定める部会とする。

（審議事項）

- 第2 委員会は、次の事項について調査審議する。
- (1) 第8次長野県保健医療計画の検討に関すること
- (2) 第8次長野県保健医療計画の作成に関すること
- (3) その他必要と認められること

（組織）

- 第3 委員会は、委員 ~~2625~~ 人以内で組織する。
- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員又は専門委員のうちから互選された者がその職務を行う。
- 6 委員会に属する委員及び専門委員の任期は、第2の審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会議）

- 第4 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

- 第5 委員会の事務局を長野県健康福祉部医療政策課に置く。

（補則）

- 第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月22日から施行する。

長野県医療審議会保健医療計画策定委員会 委員（案）

（敬称略）

選出区分	氏 名	役 職 等
医 師 会 歯科医師会 薬剤師会	伊藤 正明	長野県歯科医師会長
	藤森 和良	長野県薬剤師会長【新任】
	若林 透	長野県医師会長【新任】
医療を受ける 立場の者	斉藤 雅恵	ほっとくらぶ代表【新任】
	清水 昭	長野県保険者協議会副会長
	下平 喜隆	長野県町村会 社会環境部会長（豊丘村長）
	白鳥 孝	長野県市長会 社会環境部会長（伊那市長）
	萩元 聡子	かざこし子どもの森公園ファミリーサークルどんぐりの会 相談役【新任】
	松木 良介	長野県腎臓病患者連絡協議会長【新任】
学識経験者	宇田川 信之	松本歯科大学歯学部長
	小林 恵子	佐久大学看護学部教授
	竹内 正美	長野県議会議員
	中込 さと子	信州大学医学部教授
	花岡 正幸	信州大学医学部附属病院長
	本田 孝行	長野県立病院機構理事長
	馬島 園子	長野県栄養士会長
	松本 清美	長野県看護協会会長【新任】
	丸山 和敏	長野県病院協議会長
	吉澤 徹	組合立諏訪中央病院長【新任】
	和田 秀一	長野赤十字病院長
	渡辺 仁	厚生連佐久総合病院統括院長
専門委員	飯塚 康彦	長野県医師会副会長
	杉山 敦	医療法人杉山外科医院理事長
	鈴木 章彦	医療法人すずきレディスクリニック理事長
	関 健	社会医療法人城西医療財団理事長・総長
	森 浩二	長野県医師会総務理事【新任】
計	委員26名（うち医療審議会委員21名）	

※名簿の記載順は、選出区分ごと五十音順に記載